

(仮称)新かすがい男女共同参画プラン

(案)

春日井市

# 目 次

## 第1章 プラン策定にあたって

1	プラン策定の趣旨	2
2	プランの背景	2
3	国の第3次男女共同参画基本計画のポイント	5
4	プランの性格	6
5	プランの期間	6
6	プランの策定体制	7

## 第2章 プランのめざす方向

1	基本目標・基本理念	10
2	プランの全体像	11
3	施策の体系	12

## 第3章 目標別課題と施策

目標Ⅰ	男女共同参画社会に向けた意識づくり	16
課題1	男女共同参画に関する意識の普及と定着	16
課題2	男女平等の視点に立った教育・学習の推進	20
課題3	メディアにおける男女の人権の尊重	24
目標Ⅱ	あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり	26
課題1	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	26
課題2	就業における男女共同参画の促進	29
課題3	地域における男女共同参画の促進	31
課題4	さまざまな困難を抱える男女への支援	32
目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた 環境づくり	34
課題1	ワーク・ライフ・バランスの推進	34
課題2	家庭生活・地域生活における男性の参画推進	37
課題3	子どもを育てる社会環境の整備	41
課題4	介護を支える社会環境の整備	43

目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり	46
課題 1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり	46
課題 2 ライフステージに応じた健康づくりの支援	47
目標Ⅴ あらゆる暴力を根絶する社会づくり	49
課題 1 男女間における暴力の根絶	49
課題 2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援	51

## 第4章 プランの推進

1 プランの推進体制	54
2 条例の周知・普及	54
3 プランの進行管理	54
4 推進のための数値目標	55

## 資料

プラン策定までの経緯	58
春日井市男女共同参画推進条例	59
春日井市男女共同参画審議会規則	63
春日井市男女共同参画審議会委員	64

# 第1章

プラン策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

本市では、1987（昭和62）年に策定した「かすがい女性計画」（第1次）から、2008（平成20）年の「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」の策定まで、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に実施してきました。

しかしながら、本市において平成22年度に実施した意識調査の結果からは、男女の意識やしきたり・慣習などにおける固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、育児休業、子育て支援策など男女の就労環境の整備、そして近年問題化しているドメスティック・バイオレンスなど、まだまだ取り組むべき課題が多く存在しているといえます。

さらに、少子高齢化の一層の進展、雇用環境の多様化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など一人一人をとりまく社会情勢は大きく変化しています。

このため、本市では、本市の現状や国や県の動向を踏まえ、男女が互いの人権を尊重し、家庭や職場、地域、政策決定の場などあらゆる分野において、その個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会に一層近づけていくために、「（仮称）新かすがい男女共同参画プラン」を策定します。

## 2 プランの背景

### （1）世界の動き

国連は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、女性の自立と地位向上を目指して国際的に取り組むことを宣言しました。同年、第1回の世界女性会議がメキシコで開催され、「世界行動計画」が採択されました。また、国際婦人年に続く1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の10年」と定めて、加盟各国に計画の推進を呼びかけました。

1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、1985（昭和60）年には、「国連婦人の10年最終年世界会議」がナイロビで開催され、10年間の評価と残された課題を検討し、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択され、女性の地位向上のためには、「国連婦人の10年」のテーマ「平等・開発・平和」の継続と具体的戦略が必要であることが示されました。

1995（平成7）年には北京において「第4回世界女性会議」が開催され、女性のエンパワーメント、女性の人権の尊重、パートナーシップの強化を柱とする「北京宣言及び行動綱領」が採択され、この行動綱領では、12の重大問題領域について各国政府などの具体的取り組み指針を示しました。

2000（平成12）年にはニューヨークにおいて「女性2000年会議」が開催され、この会議では「成果文書」と「政治宣言」が採択され「北京行動綱領」の実施促進が確認されました。

2005（平成17）年の「第49回国連婦人の地位委員会」（北京+10）では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際

社会に求める宣言がされました。

2010（平成 22）年3月には、「第 54 回国連婦人の地位委員会」（「北京+15」記念会合）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の再確認がされました。また、同年 9 月、東京での「第 15 回 APEC 女性リーダーズネットワーク（WLN）会合」において、「APEC 首脳及び閣僚への提言」が採択され、組織における女性のキャリア構築など 3 点を柱とする政策提言を要請しました。

2011（平成 23）年 2 月 22 日から 3 月 4 日まで、国連本部で「第 55 回国連婦人の地位委員会」が開催され、女性に関する 4 つの国際機関を統合し同年 1 月に発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（略称「UN Women」）の発足記念式典が行われました。

## （2）国の動き

国においては、1999（平成 11）年 6 月に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これに基づき、2000（平成 12）年 12 月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11 の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて 2010 年までに取り組むべき施策の方向性と、2005 年までに実施すべき具体的な施策が示されました。

2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、2004（平成 16）年には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。

2005（平成 17）年 12 月には、第 1 次基本計画期間中の取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。さらに 2007（平成 19）年には「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

国は第 3 次男女共同参画基本計画を策定する上で、以下のように男女共同参画基本法施行後の 10 年を総括しています。

- 男女共同参画基本計画に関する評価としては、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取り組みが不十分であった。
- 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
- 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
- 男女のセーフティネットや女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。

こうした課題を踏まえ、2010（平成 22）年には新たな第 3 次男女共同参画基本計画を策定し、15 の重点分野を掲げるなど、施策の具体的な方向と効果目標を示しています。

### (3) 愛知県の動き

愛知県では、1989（平成元）年に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。1996（平成8）年には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、1997（平成9）年には同プランを改定した「あいち男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、2001（平成13）年に「あいち男女共同参画プラン21」を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきました。

また、2002（平成14）年には、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、2006（平成18）年10月には、国の第2次男女共同参画基本計画を受けて、「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。

2011（平成23）年3月には、国の第3次男女共同参画基本計画に合わせて、「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されました。

### (4) 春日井市の取り組み

本市では、1987（昭和62）年に「かすがい女性計画」（第1次）を策定し、長期的な視野で女性の地位向上のための目標や課題などを設定しました。1991（平成3）年には青少年及び女性に学習と憩いの場を提供し活動拠点として利用できる「青少年女性センター（レディヤンかすがい）」を開設しました。

また、1992（平成4）年の「かすがい女性プラン21」（第2次）の策定に続き、1996（平成8）年には北京会議の成果を踏まえて「かすがい女性プラン21」（第3次）を策定しました。第3次計画においては参画をキーワードとした、さまざまな分野の女性問題を解決するために、女性の視点に立った取り組みが展開されてきました。

2002（平成14）年には、市民一人一人が、個性豊かにかがやき、自主的、主体的に行動し、のびやかに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、「かすがい男女共同参画プラン」を策定、2003（平成15）年には、春日井市男女共同参画推進条例が制定され、さらに、2008（平成20）年には「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」を策定するなど、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に推進してきました。

この間、2007（平成19）年から、配偶者等からの暴力被害者を対象にした「DV相談」を開設し、専門相談員を配置するとともに、2009（平成21）年に「春日井市DV対策基本計画」を策定し、DVの防止と被害者支援の取り組みを積極的、計画的に推進してきました。

本市で進めてきた男女共同参画プラン及びDV対策基本計画に関わる事業については、毎年度実施状況を点検して、事業の改善や充実に努めてきました。

### 3 国の第3次男女共同参画基本計画のポイント

#### 1 女性の活躍による経済社会の活性化

- ◆ 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、わが国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。
- ◆ 女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。

#### 2 男性、子どもにとっての男女共同参画

- ◆ 男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。
- ◆ 長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。
- ◆ 次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要である。
- ◆ 近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

#### 3 様々な困難な状況に置かれている人々への対応

- ◆ 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障がいがある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。
- ◆ 家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。

#### 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◆ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。

#### 5 地域における身近な男女共同参画の推進

- ◆ 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組が不可欠である。

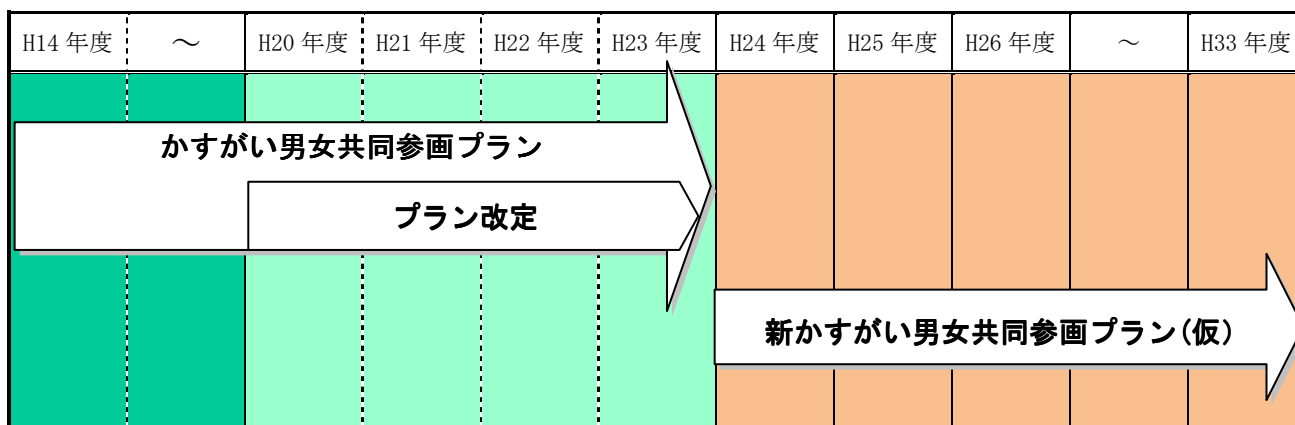


## 4 プランの性格

- 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられており、今後の本市が推進する男女共同参画社会の形成を促進するための基本となるプランです。
- 春日井市男女共同参画審議会の提言や市民意識調査の結果を反映しています。
- 広く市民の意見を反映するため市民意見公募（パブリックコメント）を実施しています。（平成23年12月）
- 本プランは「第五次春日井市総合計画（新長期ビジョン）」（2008年～2017年）に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図っています。
- 本プランは、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン2011-2015」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

## 5 プランの期間

本プランの期間は、2012（平成24）年度から2021（平成33）年度までの10年間とします。ただし、計画期間中において、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うものとします。



## 6 プランの策定体制

### (1) 春日井市男女共同参画審議会での審議

本プラン策定にあたっては、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、学識経験者、地域団体などの代表者、公募市民の参加を得た春日井市男女共同参画審議会において審議を重ねてきました。

### (2) アンケート調査の実施

このプランの策定に先立ち、男女共同参画に関する市民の意識を明らかにし、プラン策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

	一般市民	高校生	中学生
調査対象	市内在住の20歳以上の男女	市内の高校2年生の男女	市内の中学2年生の男女
対象者数	2,000	1,000	1,023
抽出方法	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出	市内高等学校2年生のクラスを抽出	市内中学校2年生のクラスを抽出
調査方法	郵送による配布・回収	学校にて配布・回収	学校にて配布・回収
回収数	1,043	964	966
回収率	52.2%	96.4%	94.4%



# 第2章

## プランのめざす方向

## 1 基本目標・基本理念

プランの基本目標は、前回プランの「男女共同参画社会の実現のために」から一步進めて「男女共同参画社会の実現」とし、基本理念は条例第3条に基づき次の5つとします。

### 基本目標

## 男女共同参画社会の実現

### 基本理念

条例第3条

#### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

#### 社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮

社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

#### 施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

#### 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。

#### 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組は、世界的視野の下に行われること。

## 2 プランの全体像

市民と共に目指すべき基本目標に向かって、基本理念に基づき段階的、総合的に進めていきます。

### プランの全体像

基本目標・・・男女共同参画社会の実現



5の「目標」・・・男女共同参画社会の実現に向けての目標



15の「課題」・・・目標を達成するための課題



35の「施策」・・・課題解決に向けた方策



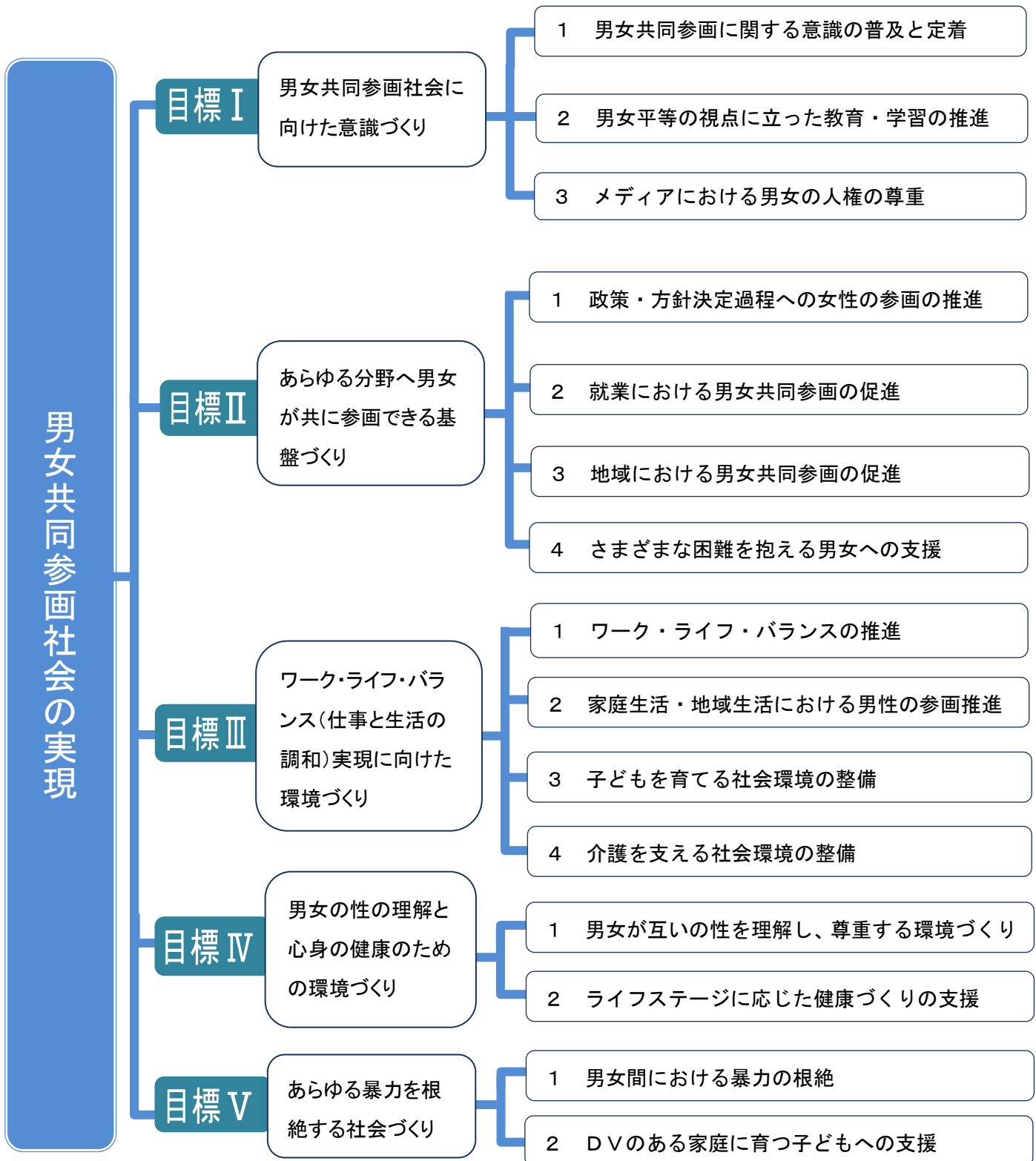
115の「事業」・・・具体的な取り組み

### 3 施策の体系

#### 基本目標

#### 目標

#### 課題



## 施策

- 1 男女共同参画推進のための広報・啓発活動
  - 2 家庭、地域、職場などにおける制度、慣習の見直し
  - 3 男女共同参画に関する情報の収集・提供
  - 4 男女共同参画拠点施設の充実
- 5 学校、家庭などにおける平等教育の推進
  - 6 男女共同参画の視点に立った講座の開催
  - 7 職員などに対するジェンダーに敏感な視点の定着促進
- 8 メディアリテラシーの向上
  - 9 広報・刊行物などにおける性差別表現の排除
- 10 審議会などへの女性委員の登用推進
  - 11 事業者などにおける女性の参画促進・啓発
  - 12 市における女性の参画推進
  - 13 地域活動における意思決定過程への女性の参画促進
  - 14 人材・団体の育成と情報の提供
- 15 男女が働きやすい職場環境の整備
  - 16 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進
  - 17 女性のチャレンジ支援
- 18 男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及
  - 19 安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進
- 20 高齢者・障がい者への支援
  - 21 ひとり親家庭への支援
  - 22 在住外国人への支援
- 23 ワーク・ライフ・バランスの理解と意識の醸成
  - 24 事業者などに対する啓発と取り組みへの支援
- 25 男性の家事・育児・介護などのスキルアップ
  - 26 参加しやすい地域活動の促進
- 27 子育て・保育サービスの充実
  - 28 育児相談・保健指導の充実
- 29 介護サービス・介護予防サービスの推進
  - 30 介護を担う人々の資質向上への支援
- 31 性に関する教育の充実
  - 32 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発
- 33 心身の健康保持・増進のための環境整備
  - 34 性差に考慮した相談体制の充実
- 35 春日井市DV対策基本計画の取り組みに基づく施策の推進



# 第3章

## 目標別課題と施策



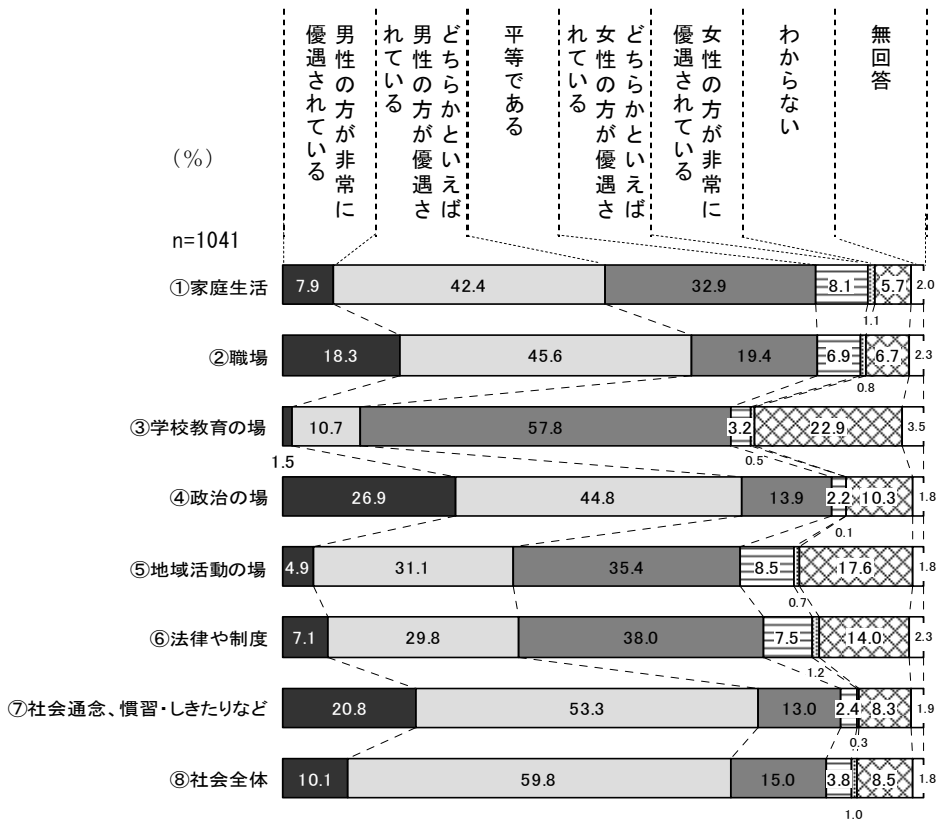
## 目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、本質的に重要であると考えられるのが、市民の意識づくりです。この目標については、これまでも重要性が認められ様々な施策が展開されてきました。既成の社会通念の見直しや新しい世代の育成のために、今後も継続的な働きかけが必要になるといえます。

### 課題 1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

市民意識調査の結果によると、学校教育の場や地域活動の場、法律や制度においては、平等であるという意識が広がっているようですが、社会通念や政治の場、職場などでは男性優遇であると感じる割合が大きくなっています（図表 1）。

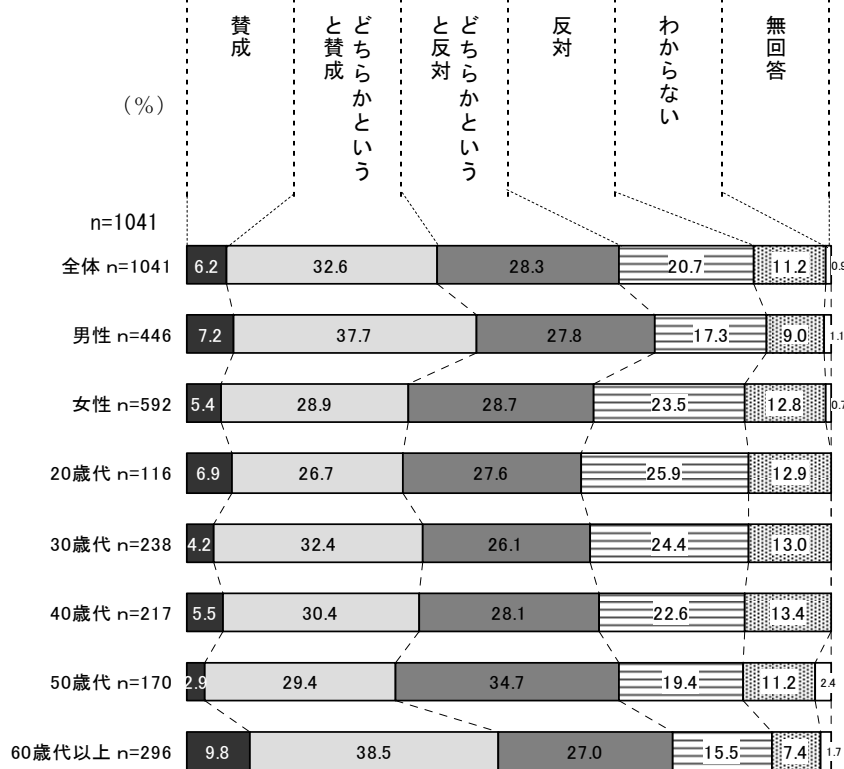
◆一般市民男女の各分野における地位に関する意識（図表 1）



※ “男性優遇” = 「男性の方が非常に優遇されている」 + 「どちらかといえば男性の方が優遇されている」  
 “女性優遇” = 「女性の方が非常に優遇されている」 + 「どちらかといえば女性の方が優遇されている」

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、男性で概ね賛成 44.9%に対して概ね反対 45.1%と拮抗していますが、女性で概ね賛成 34.3%に対して概ね反対 52.2%と大きな差があり、男女間で意識の違いが見られます。年齢別では、60歳代以上で、概ね賛成 48.3%、概ね反対 42.5%（図表2）となっています。

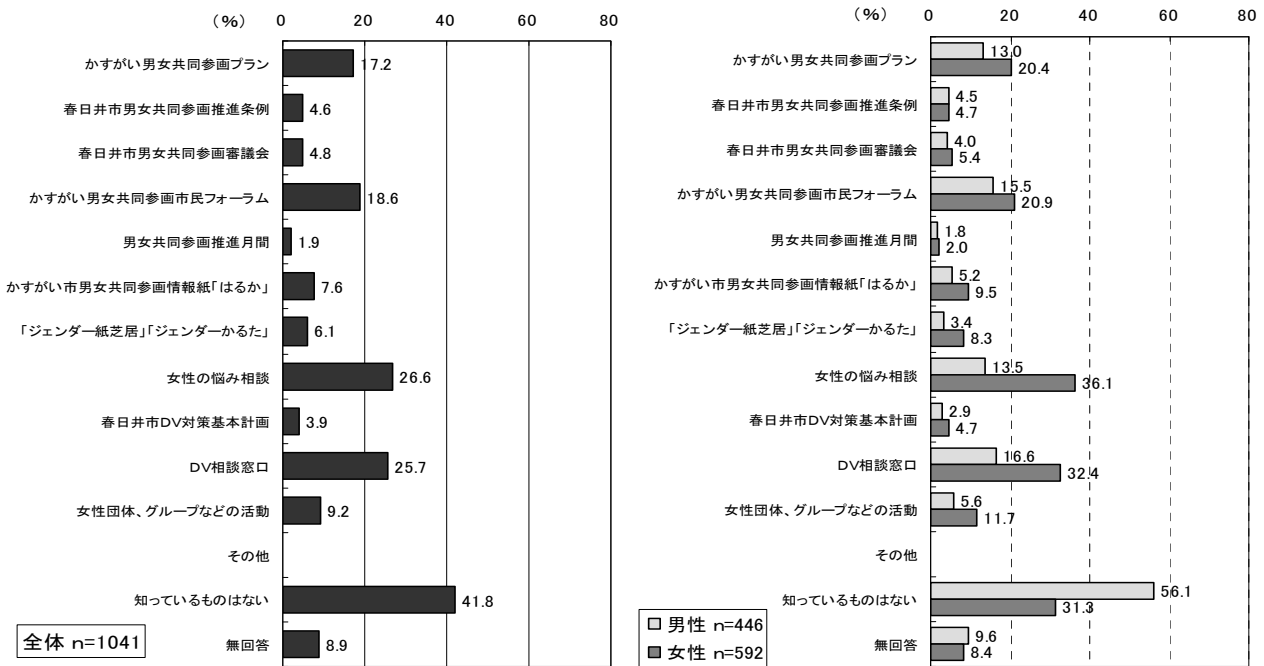
◆性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」）（図表2）



女性や若者において旧来の性別役割分担に対する反対意識が高い割合で見受けられる一方、男性や高齢者では賛成・反対の割合が同程度にとどまっています。このため、今後も男女共同参画に関する意識の改善に取り組むとともに、「学校教育・地域活動・法律制度」と「職場・政治の場・社会通念」との間や、男女間・世代間における意識の差にどのように対処していくべきか、より有効な手立てを模索する必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けて行われている市の取り組み（かすがい男女共同参画プラン、かすがい男女共同参画市民フォーラム、かすがい市男女共同参画情報紙「はるか」等）の認知度は、必ずしも高くありません。「知っているものはない」と答えた市民は 41.8%でした（図表3）。この内訳は、男性 56.1%に対して女性 31.3%であり、とくに男性に対して市の施策が浸透していないことがわかります。

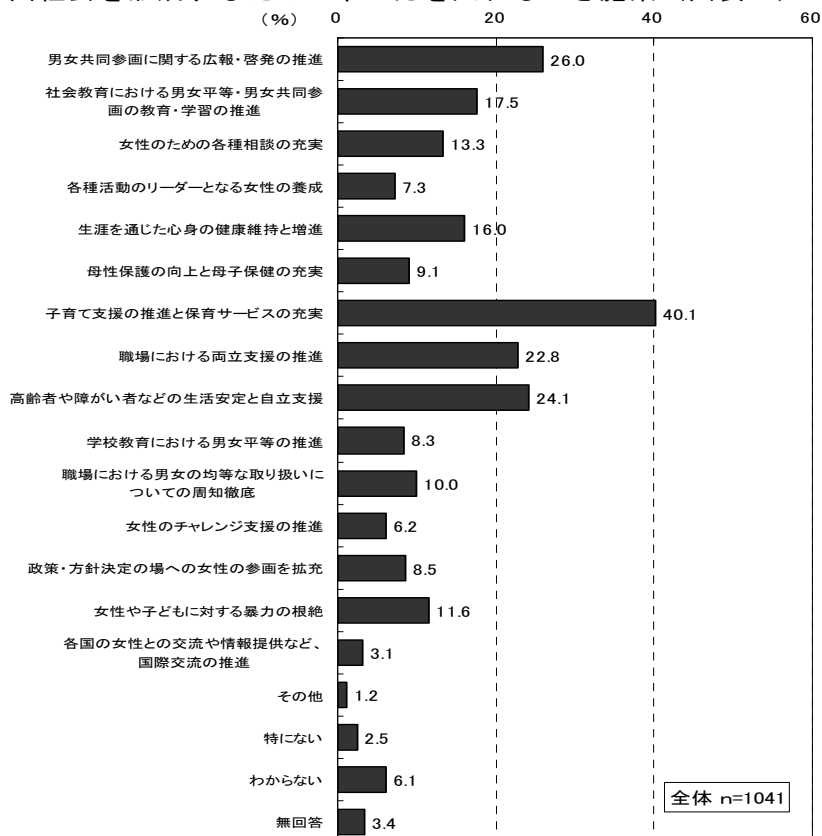
◆市の男女共同参画社会実現に向けた取組の認知度（図表3）



市民は、市の広報・啓発活動や、社会教育における男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進に対して期待しています（図表4）。

取り組みの認知度を向上させる工夫とともに、町内会を活用するなどの方法で浸透力の高い新たな取り組みの内容・方法を開発する努力も求められます。

◆男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべき施策（図表4）



今後の取り組み

男女共同参画に関する意識の普及と定着のためには、男女共同参画の意義について家庭、地域、職場などあらゆる分野において継続的に啓発していくことが必要となります。そのため、広報紙や情報紙「はるか」など各種の啓発事業や青少年女性センターといった拠点施設など資源の有効活用を進め、男女共同参画の意識づくりを進めていきます。また、本市の男女共同参画に関する施策の認知度を向上させるため、より効果的な周知啓発方法について検討していきます。

(注)役割分担には、各事業の推進主体及び協力や行動が必要な主体に○を記載しています。

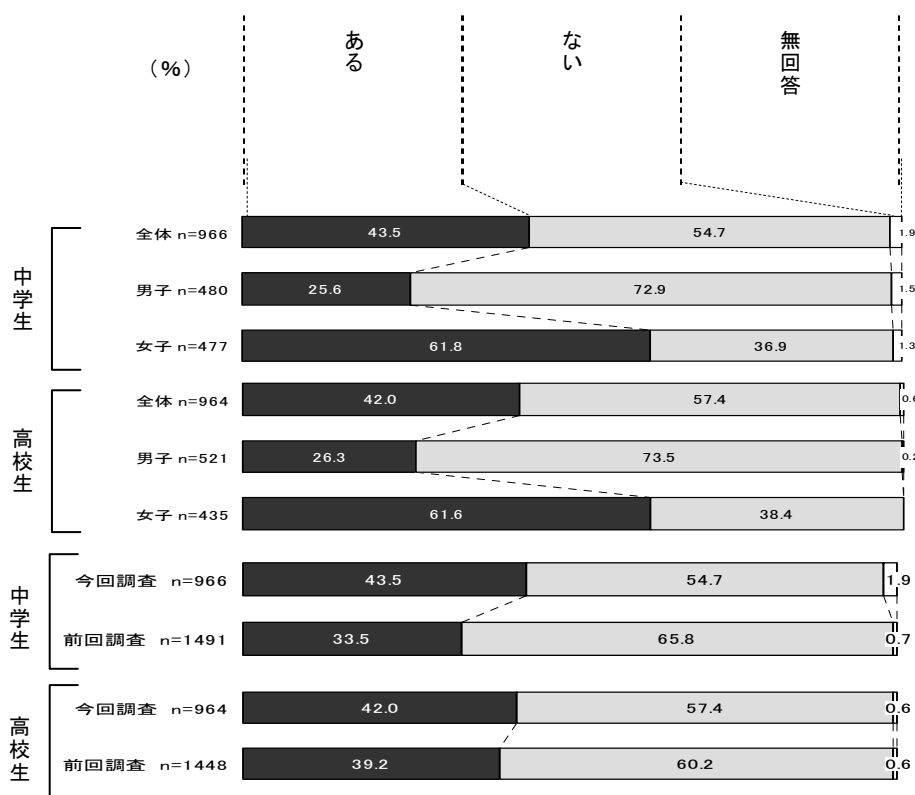
No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
1	<b>男女共同参画推進のための広報・啓発活動</b> 広報や情報紙などを通じ、男女共同参画社会の実現に向けて最も大切な <b>男女平等意識づくり</b> を啓発します。また、女性の人権問題に関連する国内法令や国際条約などについて資料を提供し、周知を図ります。	◇市民・事業者などに向けた広報・啓発 ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行 ・男女共同参画推進月間の周知など	○	○	○	広報広聴課 男女共同参画課
		◇女性の人権に関する国内法令・国際条約の周知	○			男女共同参画課
		◇市民活動団体との協働による意識啓発事業の展開	○		○	男女共同参画課 青少年女性センター
2	<b>家庭、地域、職場などにおける制度、慣習の見直し</b> 家庭、地域、職場など <b>さまざまな場における男女に不平等な慣行、慣習を是正</b> するような啓発資料や関連情報を提供します。また、男女で参加できる講座の開催や市民の自主的な学習活動への支援を行います。	◇啓発資料等の作成・提供	○			男女共同参画課
		◇事業者における男女共同参画推進状況の把握	○	○		男女共同参画課 経済振興課
		◇出前講座の活用	○	○	○	生涯学習課
3	<b>男女共同参画に関する情報の収集・提供</b> 国・県および他市などが発行する <b>男女共同参画関連の資料や女性問題に関する資料</b> を収集し、提供します。また、男女共同参画にかかる実態把握として、 <b>意識調査を実施</b> し、情報提供を行います。	◇男女共同参画意識調査などの実施	○		○	男女共同参画課
		◇ホームページの充実	○			広報広聴課 男女共同参画課

4	男女共同参画拠点施設の充実 市の男女共同参画を推進する拠点として設置された青少年女性センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供や講座、イベントの開催、相談などを充実し、施設の役割を発揮します。	◇男女共同参画に関する啓発・学習の全市的展開	○		男女共同参画課 青少年女性センター
		◇男女共同参画に関する資料の収集・提供	○		男女共同参画課 青少年女性センター
		◇女性相談窓口の充実	○		青少年女性センター
		◇男性相談窓口の開設	○		青少年女性センター

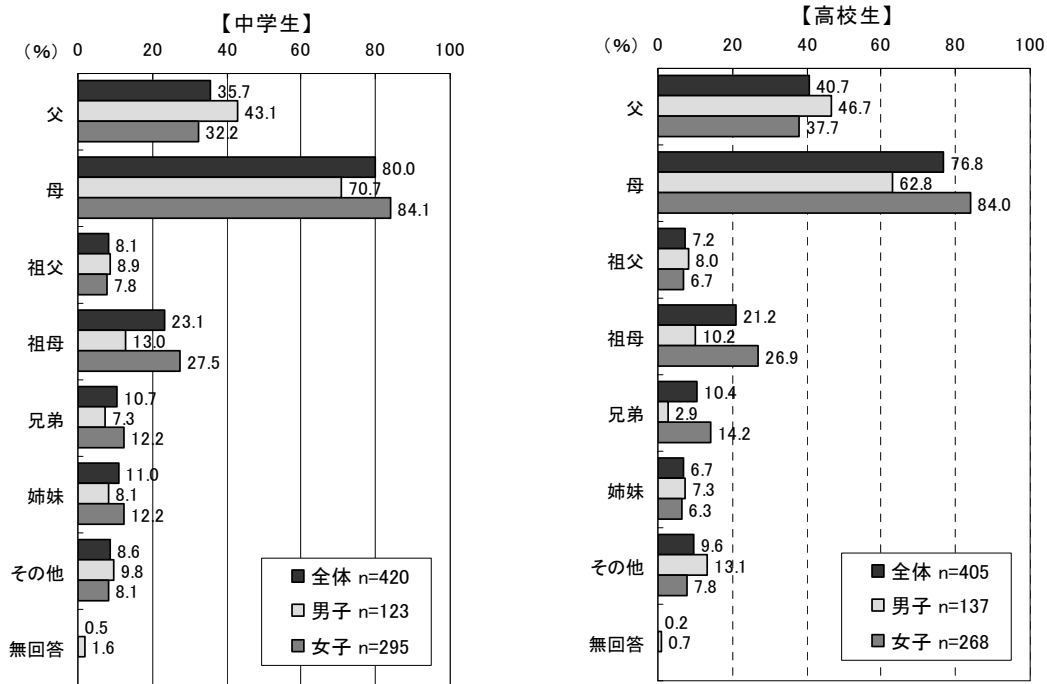
## 課題2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

調査の結果を見ると、家族やまわりの人から「男らしくしなさい」「女らしくしなさい」と言われたことのある中高生が、とくに女子では約62%と依然として高い割合で存在しており、その割合はむしろ前回調査からは増えています（図表5）。それは多くの場合、母親から言われることが多いことがわかります（図表5-1）。

### ◆中高生男女の「男らしく」「女らしく」しなさいと言われた経験（図表5）

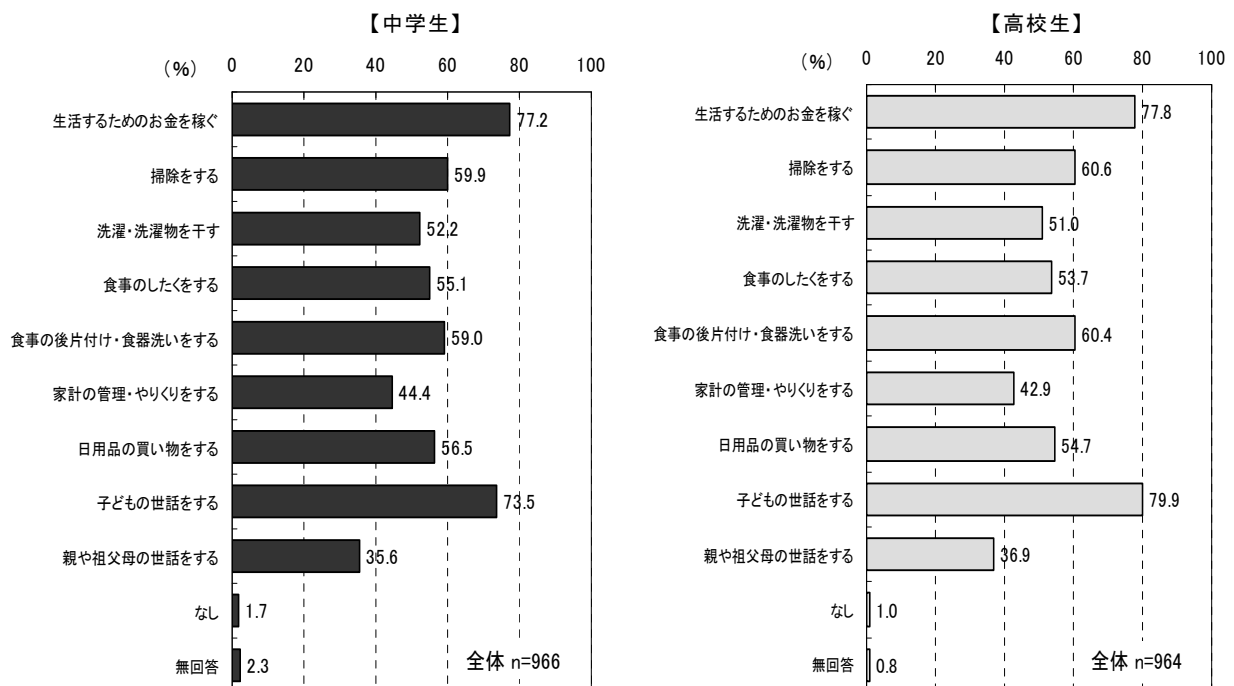


◆【誰に言われたか】（図表5-1）



また、家庭における家事の分担を積極的に引き受けようと思う中高生の割合は全体としては多くなっていますが、その内容における男女間の差は大きいことがわかります。しかし、高校生になると家事を分担しようとする男子の割合が増加しており、このような家庭の役割を担う意思を支え、育てていくことの必要性が感じられます（図表6、6-1）。

◆ 中高生男女の将来家庭をもった場合の役割の考え方（図表6）

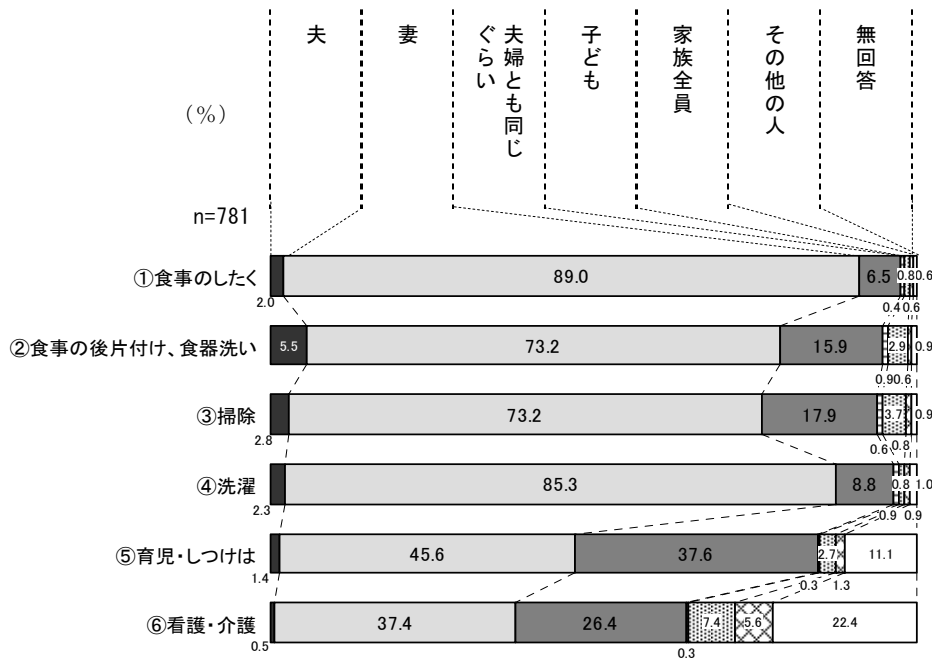


◆【中高生・男女別】（図表6-1）

		お生活をするための	掃除をする	干す洗濯・洗濯物を	食事のしたくを	食事の後片付け・食器洗いを	家計の管理・やりくりをする	日用品の買い物をする	子どもの世話を	親や祖母の世話を	なし	(%) 無回答
中学生	男子 n=480	94.0	29.8	14.8	18.3	29.6	17.7	26.3	59.6	27.1	2.7	2.3
	女子 n=477	61.0	90.4	90.1	92.5	89.1	71.5	87.4	87.8	44.4	0.4	1.9
高校生	男子 n=521	95.6	38.6	21.1	22.6	43.0	14.4	30.3	71.6	29.0	1.3	0.4
	女子 n=435	57.5	87.1	87.4	91.5	81.6	77.7	84.6	90.3	46.7	0.7	0.7

しかし、若年層のもっとも参考とする家庭の「現実」は、家庭内の仕事のかなりの部分を妻が引き受けるという状況にあり（図表7）、このようなずれを解消できるような教育・学習を組み立てることが望まれます。もとより、教育や学習という点では、中高生を対象とする学校だけではなく、社会教育においても男女平等・男女共同参画についての考えが深められ広げられていく必要があります。教育の場面では、学習の双方向性や学習者の主体性を大切に、発展的な活動を組織してゆくことが肝要です。

◆一般市民男女の家事における現実の分担（図表7）



今後の取り組み

男女共同参画を進めるためには、教育や学習を通して、男女共同参画の正しい知識を持ち、育てていくことが必要です。特に幼少期からの教育は、男女が平等な人間関係をつくる上でも重要であるといえます。

本市においては、発達段階に応じた男女平等に関する教育を充実していくとともに、教育・保育に携わる関係者や、行政運営を担う職員などの男女共同参画への正しい理解の浸透に取り組んでいきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
5	<b>学校、家庭などにおける平等教育の推進</b> 教育活動全般を通じて、 <b>人権尊重と男女平等意識</b> に立った教材を活用した教育を進めるとともに、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む学校教育を推進します。また、家庭における固定的な性別役割分担意識を払しょくし、 <b>男女平等意識を高める家庭教育</b> を推進します。	◇人権尊重に関する意識の啓発	○		○	市民生活課
		◇ジェンダーに敏感な視点に立った教育の推進 ・男女平等教育の推進 ・男女混合名簿活用の推進など	○			学校教育課
		◇親子生涯学習講座の開催	○		○	青少年女性センター 東部市民センター 生涯学習課（含公民館） ふれあいセンター 子育て子育て総合支援館 野外教育センター
		◇キャリア教育の推進	○	○	○	学校教育課
6	<b>男女共同参画の視点に立った講座の開催</b> <b>男女が多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野へ参画</b> できるよう、政治・経済・社会政策などを学ぶ講座を開催します。また、女性だけでなく、男性にとっても魅力あるテーマの設定や開催時間帯の考慮に努め、男性の積極的な参加を促します。	◇ジェンダーに敏感な視点を取り入れた講座などの企画	○			青少年女性センター 東部市民センター 生涯学習課（含公民館） ふれあいセンター
		◇男女共同参画セミナーの開催	○		○	男女共同参画課 青少年女性センター

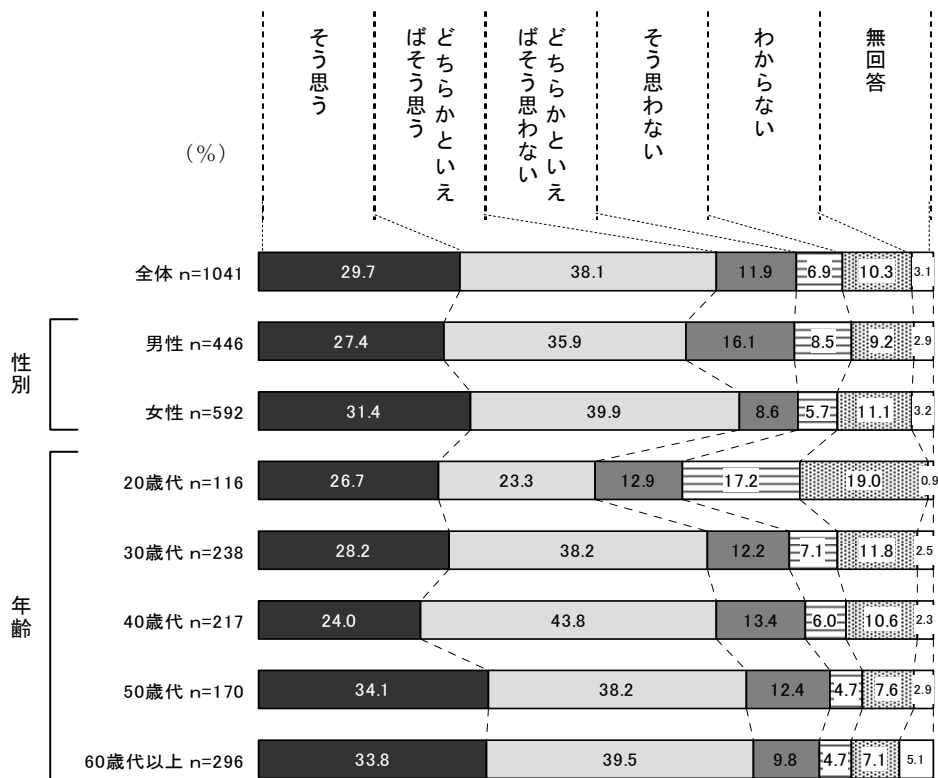


7	職員などに対するジェンダーに敏感な視点の定着促進 教職員や保育士が児童・生徒一人一人の個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識を植えつけないようにすることが必要です。また、市職員が男女共同参画の視点に立って事業に取り組むことが求められます。そのため、研修や実践を通して、ジェンダーに敏感な視点の定着を行います。	◇教職員への研修の実施	○		学校教育課
		◇保育士への研修の実施	○		保育課
		◇職員への研修の充実	○		人事課 青少年女性センター 東部市民センター 生涯学習課（含公民館） ふれあいセンター

**課題3 メディアにおける男女の人権の尊重**

テレビや新聞、雑誌、インターネット、コンピューターゲームなどのメディアにおける性表現や暴力表現について、問題があると思う市民は 67.8%、そうではないと思う市民は 18.8%でした（図表 8）。年齢が高いほど問題視する割合は高く、60 歳代で 7 割以上となっています。

◆メディアにおける表現についての問題意識（図表 8）



※ “そう思っている” = 「そう思う」 + 「どちらかといえばそう思う」  
 “そう思っていない” = 「そう思わない」 + 「どちらかといえばどう思わない」

とくに問題があると考えられているのは、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」70%、「社会全体の性に関する道徳観、倫理観が損なわれている」57.2%でした。後者は、とくに60歳代で74.2%の人が指摘しています。メディアと一口に言っても、その表現方法や利用状況は多様です。男女の人権を尊重する視点でメディアリテラシー（メディアを読み解いたり表現したりする力量）を形成し、同様の視点でメディアの利用を可能にするような方策が求められます。とくに新しい様式のメディアへの対処は困難なものもありますが、問題のあるメディア利用を減らし、男女共同参画社会に向けたメディアの利用を促す体制づくりが必要です。

### 今後の取り組み

インターネットや携帯電話の急速な普及により誰もが手軽に多くの情報を得られるようになった現代社会においては、その情報を主体的に読み解き、自己発信する能力である“メディアリテラシー”が必要となります。地域や事業者に対してメディアにおける男女共同参画について啓発を進め、本市から発信する様々な情報については、ガイドライン（内閣府：男女共同参画の視点からの公的広報の手引き）に則った表現を使い、地域の模範となるように努めていきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
8	メディアリテラシーの向上 様々なメディアからの情報に対し、主体的に収集・判断し、適切に発信する能力を育成する講座などを開催します。	◇メディアリテラシー向上への啓発・研修	○		○	男女共同参画課
		◇教育現場におけるメディアリテラシー教育の実施	○			子ども政策課 学校教育課
9	広報・刊行物などにおける性差別表現の排除 メディア・事業者に対し、人権尊重の視点に立った情報発信が行われるよう、定期的な情報交換などにより、性別に基づく固定観念の伝達防止、性的側面のみ <strong>の強調防止</strong> などについて理解と協力を求めています。また、市から発信する情報から性差別表現を排除するよう取り組みを強化するとともに、 <strong>地域や事業者の理解を高める</strong> よう、継続的な啓発を行います。	◇広報など行政情報紙の点検・見直し・職員研修マニュアルの更新など	○			広報広聴課 男女共同参画課
		◇性差別表現をなくすための啓発	○	○	○	男女共同参画課

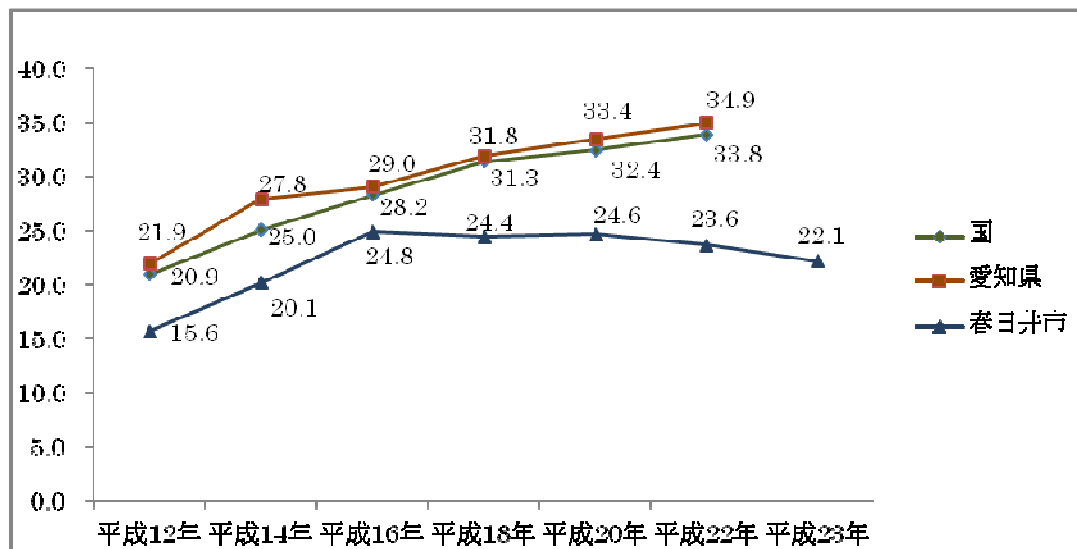
## 目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

将来にわたり持続可能で、多様性に富み活力豊かな社会を構築し発展させていくためには、社会のあらゆる分野で、男女が平等のパートナーとして、ともに活動し、最大限の能力を発揮することが重要です。そのためには、これまでの性の区別に基づく慣習や観念にとらわれることなく、男女ともに、政策決定などの場面でも、労働の場面でも、また家庭や地域社会の活動の場面でも、その他のあらゆる場面に、躊躇せず参画することができるようにしなければなりません。したがって、これまで以上に男女共同参画が可能となるよう基盤をつくり、整備していくことが大変重要な課題となります。そのために、次の4つを課題として設定しました。

### 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

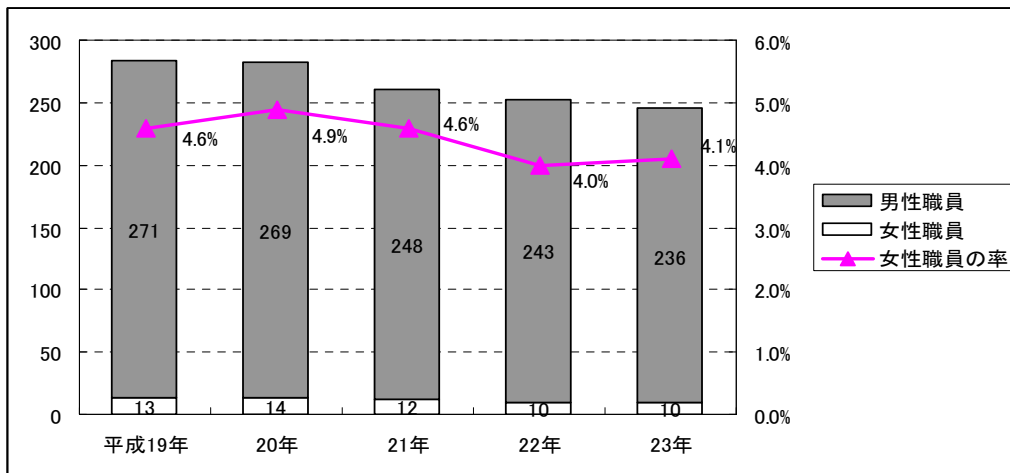
これまで政策決定や方針決定など、団体や組織などの意思決定過程において、男性が主たる役割を担ってきました。そして、女性は男性の補佐役としての位置づけにとどまっています。事実、春日井市の審議会等委員への登用率は22.1%、管理職に占める女性の割合は4.1%でしかありません（図表9、10）。

◆ 審議会等委員への女性の登用状況の推移（法令・条例に基づくもの）（図表9） (%)



資料：国・内閣府 男女共同参画白書  
 県・県民生活部 愛知の男女共同参画  
 市・男女共同参画課

◆市の管理職に占める女性の割合【一般行政職】（図表 10）



資料：男女共同参画課（各年とも4月1日データ）

しかし、女性であることによって、そのような意思決定過程において、男性の補佐役でなければならない理由はありません。したがって「政策・方針決定過程への女性の参画の推進」を第1の課題とし、その人の能力に応じて、積極的に女性を意思決定過程へ登用するよう、ポジティブ・アクション<sup>1)</sup>も視野に入れて基盤を強化していくことが必要です。

今後の取り組み

男女共同参画社会を形成していくためには、あらゆる分野において、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大していくことが重要です。本市の男女共同参画推進条例第3条（基本理念）においても、「男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。」と定めています。

こうした本市の条例の理念に従って、審議会などでの女性委員の登用を推進し、女性委員比率 30%を目標とするなど、女性の意見が市政に広く反映する仕組みづくりを進めていきます。

1) ポジティブ・アクション：固定的な男女の役割分担意識や、過去の経験から生じている男女労働者間の格差を解消し、女性の能力発揮を図るために行う積極的改善措置

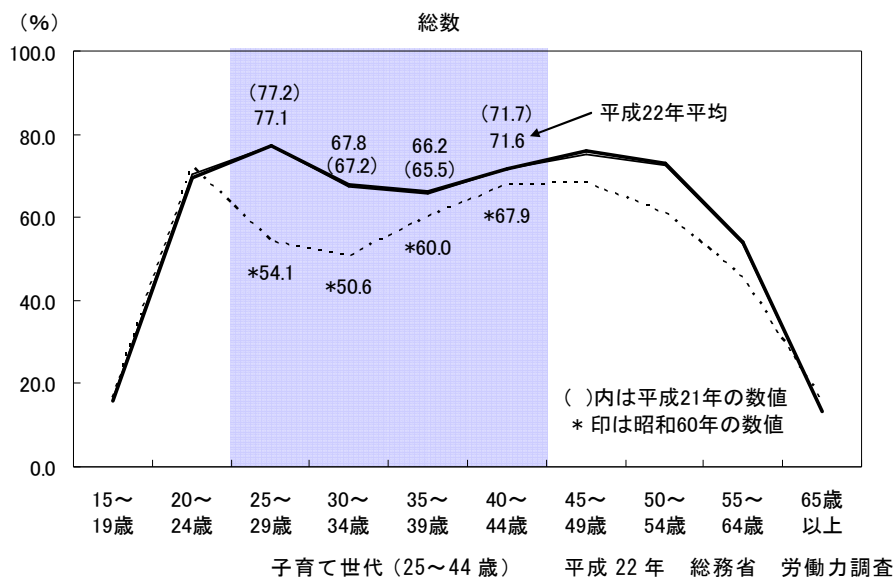
No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
10	<p><b>審議会などへの女性委員の登用推進</b></p> <p>市の<b>審議会などでの女性委員比率 30%</b>を目標に登用を進めるため、「女性の登用促進要綱」による事前協議を徹底し、女性委員ゼロ審議会の解消に努めていきます。また、女性登用の実効性を高めるために同一人への過度な重複任命の是正を進めます。さらに、女性が培ってきた力をさまざまな分野で発揮できるよう、女性の人材情報を収集・整理し、<b>適切な人材情報を提供</b>します。</p>	◇審議会への女性委員登用推進	○		○	男女共同参画課
		◇人材リストの充実	○			男女共同参画課
11	<p><b>事業者などにおける女性の参画促進・啓発</b></p> <p>事業者や各種団体において、女性の能力が正しく評価され、<b>方針決定過程への女性登用</b>が進められるよう、集会の場や講座を活用した働きかけを行います。また、<b>男性女性の職域を拡大し、能力発揮に向けた取り組み</b>を進めます。</p>	◇事業者などへの女性登用の促進	○	○		男女共同参画課 経済振興課
		◇職業能力の開発・向上・研修会等派遣への助成など	○	○		企業活動支援課
12	<p><b>市における女性の参画推進</b></p> <p>市においても、<b>職員の職域の拡大及び能力発揮に向けた取り組み</b>を進めることなどにより、<b>管理職への女性職員の登用</b>を推進します。</p>	◇女性職員の管理職への登用促進	○			人事課
		◇職域の拡大	○			人事課
		◇職業能力の開発・向上	○			人事課
13	<p><b>地域活動における意思決定過程への女性の参画促進</b></p> <p>地域で活動する団体などにおいて、女性が構成員にとどまらず、<b>意思決定の場へ参画</b>し、代表者として登用が図られるよう啓発を進めます。</p>	◇地域活動団体などへの女性登用促進	○		○	市民活動推進課 男女共同参画課

14	<p><b>人材・団体の育成と情報の提供</b></p> <p>女性が企業活動などを支える貴重な人材として位置づけられ、長期的な能力開発の視点に立った<b>人材育成や能力に応じた登用</b>が進められるよう、商工会議所などと事業連携を図っていきます。</p> <p>また、一人一人がジェンダーに敏感な視点で事業にあたることのできるよう、<b>ジェンダーについての理解を深める</b>ことのできるよう支援します。</p>	◇人材育成セミナーなどの情報提供	○	○	○	男女共同参画課 青少年女性センター 経済振興課
		◇女性団体への活動支援	○			男女共同参画課 青少年女性センター
		◇自主的学習への支援	○	○	○	生涯学習課

## 課題2 就業における男女共同参画の促進

女性が社会で職業に就くことは、もはや一般的になりました。しかし、調査結果によると女性労働力の比率は男性に比べて低いのが現状です。職業を継続するうえで、さまざまな実質的な疎外原因がさまざまな場面にあるためです。たとえば、育児・子育てなどは、母親の責任でというのがこれまでの主流の考え方でした。それがM字曲線となって現われています(図表11)。

### ◆女性の年齢階級別労働力人口比率(図表11)



つまり、育児・子育ての期間である30歳代には女性の就業率が低くなり、その後、育児・子育てが一段落つく40歳代には再就職期を迎えます。しかし、この再就職年齢の40歳代においても、30歳代の職業空白期間が不利に働き、以前の職業に同じ雇用条件で就くことができないことがあります。したがって、「就業における男女共同参画の促進」を図り、育児・子育ての期間においても、男女が協力し合い、女性が継続して職業に携わることができるような基盤づくりとともに多様な働き方に対する条件整備などが欠かせません。

**今後の取り組み**

就業における男女共同参画を進めるためには、事業者が男女雇用機会均等法、労働基準法や育児・介護休業法など法令を遵守するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消やセクシャル・ハラスメント防止の体制づくりが必要となります。

商工業・農業などの自営業においては、女性は従業者として重要な役割を果たしているにもかかわらず、経営をめぐる重要な場に参加していない、また、就業時間や休日の取り決めがないという実態がみられるため、家族経営協定を締結するなど労働条件を明確化し、就労環境の改善を促す取り組みを進めることが求められます。

こうしたことから、再就職や起業を目指す女性に対する支援として、実用的な講座の開催や経営に関する情報提供などを行います。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
15	<b>男女が働きやすい職場環境の整備</b> 男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いの禁止など、 <b>男女の雇用機会の均等</b> を推進するとともに、職場における <b>セクシャル・ハラスメントの防止対策</b> を講じるよう事業者に周知いたします。 母性が尊重され、働きながら安心して出産ができる <b>職場環境の整備</b> に向けて、事業者、労働者双方に啓発します。また、就業上の悩みなど、さまざまな問題に対処する <b>相談体制を充実</b> します。	◇関係法令の周知徹底のための啓発	○	○		人事課 男女共同参画課 経済振興課
		◇就業環境と就業条件の整備 ・セクシャル・ハラスメント防止啓発など	○	○		人事課 男女共同参画課 経済振興課
		◇職場復帰支援等の実施	○	○		人事課 経済振興課
		◇労働に関する各種相談体制の充実	○	○		人事課 市民生活課 青少年女性センター 子ども政策課 経済振興課

16	<b>商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進</b> 女性が家族従事者として果たしている役割が正当に評価され、 <b>経営上のパートナーシップ</b> が確立されるよう啓発します。また、 <b>働く女性のネットワークづくり</b> への支援を行います。	◇家族経営協定などの周知	○	○	農政課
		◇農業経営の改善支援	○	○	農政課
		◇女性経営者、女性従業者のネットワークへの支援	○	○	男女共同参画課 経済振興課 農政課
17	<b>女性のチャレンジ支援</b> 子育てや介護などでいったん仕事を中断した <b>女性の再チャレンジを支援</b> するため、情報提供や相談の充実に取り組むとともに、事業者の理解を広めていきます。また、起業を希望する女性に対し、情報提供を充実します。	◇就業支援や職業訓練のための情報提供	○	○	男女共同参画課 青少年女性センター 経済振興課
		◇女性のキャリアアップのための講座の開催	○	○	青少年女性センター
		◇就業・起業に対する支援	○		男女共同参画課 青少年女性センター 経済振興課

### 課題3 地域における男女共同参画の促進

職業以外での、社会における活動の場面としては、地域活動があります。例えば、PTA・町内会・自治会活動・ボランティア活動などです。これまでは、就業率が男性よりも女性の方が低かったこともあり、実質的に女性が中心となって、地域社会の活動は繰り広げられてきました。しかし、それら活動の代表者は、名目的に男性が務めるなどの慣例も見られました。

こうしたことから、女性自身が積極的に責任ある立場を務めるとともに、男性が地域社会において、女性と共に実質的な活動を協働して行うことができるような基盤を作り、活力と魅力のある地域社会を構築していくことが不可欠です。

#### 今後の取り組み

男女共同参画社会を実現していくためには、家庭生活や地域生活への男女それぞれの参加が不可欠となります。また、今後の少子高齢化社会においては防災・防犯活動、環境活動など安全・安心のまちづくりが重要となっており、男女が協力しあい活力ある地域社会を構築していきます。



No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
18	男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及 男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深めるよう啓発します。また、地域活動の情報提供や交流の場の提供などによりネットワークづくりへの支援を行います。	◇市民協働の推進	○		○	市民活動支援センター
		◇区、町内会やコミュニティ推進地区への支援	○		○	市民活動推進課
		◇PTA連絡協議会への支援	○		○	学校教育課
		◇団体、グループへの支援	○		○	青少年女性センター 東部市民センター ふれあいセンター 生涯学習課(含公民館)
		◇地域活動のネットワークづくりへの支援	○		○	市民活動推進課
		◇ボランティア・NPOへの支援	○		○	市民活動支援センター 高齢福祉課 (社会福祉協議会)
19	安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進 高齢者、障がい者、妊産婦や外国人など災害時に支援が必要な弱者への対応を進めます。また、災害復興時に生活者の立場を重視した災害に対応できるまちづくりを進めます。 さらに、犯罪や事故がなく、環境にも配慮した安全なまちづくりを目指すため、男女共同参画の視点を取り入れ、活動の活性化を図ります。	◇多様な視点による災害対策の構築	○	○	○	市民安全課 消防総務課
		◇災害時要援護者への支援	○		○	市民安全課 高齢福祉課
		◇環境活動における女性の参画促進	○		○	環境政策課
		◇地域の安全なまちづくり活動への支援	○	○	○	市民安全課 子ども政策課 学校教育課

#### 課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

合理性がないのに、性別だけを理由に異なる取り扱いをしてはならないのはもちろん、その他の社会的な困難を抱える人々に対しても、差別的な取扱いや不合理な扱いをしてはなりません。

ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人家庭などにおいては、近年の社会経済雇用環境の変化にともない、貧困や地域からの孤立などによって、さらに多くの困難に陥る傾向があります。また、非正規労働者の増加や単身世帯の増加についても、同様の状況が指摘されています。こうした困難の背景には、性別に関わる固定的意識や、ライフスタイルに対する偏見などがあり、男女で異なる様相を呈します。

このように、さまざまな困難を抱える男女に、男女共同参画の視点から支援を行い、男女

ともに、だれもが家庭や地域で自立し、安心して暮らしていける社会づくりに向けて取り組むことが求められます。したがって、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者、外国人女性などの社会的弱者に対し、自立した生活への支援を個人の生き方に沿った形で実施していかねばなりません。

今後の取り組み

高齢者や障がい者、ひとり親世帯、外国人などは、近年の社会経済雇用環境変化に伴い、貧困や地域からの孤立などによって、さらに多くの困難に陥る傾向があります。そのため、こうした様々な生活の困難を抱える男女が自立し、安心して暮らしていけるよう、支援をしていきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
20	<b>高齢者・障がい者への支援</b> ノーマライゼーション <sup>2)</sup> の理念のもと、高齢者や障がい者であるかにかかわらず、 <b>心身ともに健やかに自立した生活</b> を地域で営むことができるよう、社会参画を推進するためのホームヘルプサービスや生活用具給付などの支援を行います。	◇高齢者・障がい者自立支援	○		○	広報広聴課 高齢福祉課 (社会福祉協議会) 介護保険課 障がい福祉課 図書館
		◇障がい者生活支援相談の充実	○			障がい福祉課
		◇障がい者多数雇用企業等優先発注制度の実施	○			総務課
		◇生活福祉資金の貸付	○			高齢福祉課 (社会福祉協議会)
21	<b>ひとり親家庭への支援</b> <b>ひとり親世帯などの自立</b> のために、母子自立相談員の派遣や経済的な支援を行います。	◇ひとり親家庭相談	○			子ども政策課
		◇母子寡婦福祉資金等の貸付	○			子ども政策課
		◇日常生活支援	○			子ども政策課
22	<b>在住外国人への支援</b> <b>在住外国人が円滑に市民生活を送ることが</b> できるよう、男女共同参画の視点を反映した多文化共生への支援を行います。	◇外国人のための相談	○			市民活動推進課 市民生活課
		◇外国語による生活情報の提供	○	○		広報広聴課 市民活動推進課
		◇異文化理解のための講座の開催	○		○	市民活動推進課 東部市民センター 生涯学習課(含公民館)
		◇国際協調のための交流	○			市民活動推進課

2) ノーマライゼーション：高齢者や障がい者が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方